

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------|----|---------------|-----|-----|--------|-------------------------------|---|--|
| 1 | 入札説明書 | 2 | | | | N o 30 | 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答 | 「中部地方整備局の他業務に参加する場合、参加資格確認時における手持ち業務量は、複数年契約の業務では当該年の履行高予定額となります」とありますが、当事業の設計業務（歩道詳細設計、電線共同溝詳細設計）について当該年の履行高予定額の確認方法及び手続について、ご教示願います。 | 他業務の入札説明書に記載される方法に従い、当該年の履行高予定額を算出することとなります。国土交通省中部地方整備局HPに公表される「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」を参照してください。 本事業では、事業契約書に記載される予定の「事業費の内訳」のうち、「施設整備費・施設費の調査・設計費」について、他業務に参加する場合の参加資格確認時に該当する年度の費用が履行高予定額となります。 |
| 2 | 入札説明書 | 5 | 4. 応募者の参加資格要件 | (1) | ③ | | SPC | 「応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うことを目的とする特別目的会社（会社法（平成17年度法律第86号）に定められる株式会社（以下「SPC」という。）を設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のア及びイの要件を全て満たす場合をいう。 ア 会計決算報告において、直近3期が債務超過でないこと。 イ 会計決算報告において、経営収支が3期連続で赤字でないこと。」との記載ですが、ア及びイの全ての要件を満たし、本事業の完了後は解散を想定しているため、SPCを合同会社として設立して宜しいでしょうか。 | SPCは株式会社を設立してください。本事業はPFI事業であり透明性を確保するため、合同会社は認められません。 |
| 3 | 入札説明書 | 17 | 10 | (1) | ③ | | 入札書 | 代表者は社長から委任された支店長でよろしいのでしょうか。ご教示願います。 | ご理解のとおりです。委任状（様式19）をあわせてご提出願います。 |
| 4 | 入札説明書 | 17 | 10 | (1) | ④ | | 入札書の封筒 | 表封筒と中封筒のそれぞれに勢田昌功様あての親展を明記するという理解でよろしいでしょうか。又封筒の大きさに指定はありますか。又中封筒には入札書のみを折って入れ、表封筒には何も入れないのでしょうか。ご教示願います。 | ご理解のとおりですが、今回持参のみの受付であることから、表封筒は無くても構いません。 |
| 5 | 入札説明書 | 17 | 10 | (1) | ③ | | 入札書と委任状 | 入札書と委任状の日付はいつにしたらよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 入札書については、第二次審査提出書類を提出する日を記載してください。 委任状については、提出日以前の日であれば、構いません。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------|----|------|-----|-----|-----|-----------|--|---|
| 6 | 入札説明書 | 18 | 10 | (1) | ⑥ | | 委任状 | 委任状の代表者は社長から委任されている支店長でよろしいのでしょうか。又受任者は入札書を提出する職員でよろしいのでしょうか。ご教示願います。 | ご理解のとおりです。委任状（様式19）をあわせてご提出願います。 |
| 7 | 事業契約書（案） | 8 | 第16条 | 1 | | | | 主たる部分の定義をご教示ください。 | 調査・設計業務については、共通仕様書に記載のとおりです。また、工事監理業務については、「総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理」です。 |
| 8 | 事業契約書（案） | 8 | 第16条 | 3 | | | | 主たる部分の定義をご教示ください。 | 平成28年10月14日通知「一括請負の禁止」に記載のとおりです。 |
| 9 | 事業契約書（案） | 8 | 第17条 | 1 | | | | 下請負人が第18条第1項に該当したり、或いは第78条第1項7号ないし11号等の記載の事由に該当するといった合理的な理由がなければ、第三者の使用につき、承諾をいただけるものと理解してよろしいのでしょうか。もしそうでない場合、第三者についての承諾又は承諾拒絶の基準や例等をご教示願います。 | 下請負人に関しては、（添付1）事業契約書（案）第18条第1項又は不良・不適格業者（第78条第1項16号に記載の事由に該当した場合を含む）に該当する場合を除き、承諾します。 |
| 10 | 事業契約書（案） | 14 | 第30条 | 1項 | | | 関連事業等の調整 | 第三者の施工する工事の影響として、工事の遅延により事業者の行う工事の実施が遅れた場合は、第61条第1項の「発注者」の責めに帰すべき事由に該当するとの認識でよろしいのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 11 | 事業契約書（案） | 16 | 第35条 | 4項 | | | 臨機の措置 | 事業者がとった臨機の措置により生じた費用について、「事業者が事業費の範囲において負担することが明らかに適当でない」と認められない部分に不可抗力による費用負担は適用されると考えてよろしいのでしょうか。 | 災害防止等のための臨機の措置に対しては、（添付1）事業契約書（案）第35条を、不可抗力の措置に対しては（添付1）事業契約書（案）第38条を適用します。 |
| 12 | 事業契約書（案） | 16 | 第36条 | 1項 | | | 第三者に生じた損害 | 「交通渋滞」が第三者に生じた損害とされていますが、交通渋滞に巻き込まれる者は不特定多数と見てよく、その「損害」は無限に広がる可能性があります。また、第三者に対して損害を負担するのは、当該第三者に対して法的に損害賠償義務が認められる場合に限られるとのことでよろしいのでしょうか。 | 前段については、原案のとおりとします。後段については、ご理解のとおりです。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------|----|------|-----|-----|-----|-----------------------|--|---|
| 13 | 事業契約書（案） | 25 | 第61条 | 1項 | | | 本施設の引き渡しの遅延または変更に伴う措置 | 第1項の「この場合において、『発注者』は第25条第1項に定める遅延利息を負担しない。」との趣旨は、発注者の責めに帰すべき事由で引渡し、引渡し予定日より遅延した場合の事業者の増加費用を負担した場合には、それ以上に第25条第1項の遅延利息を負担しないと言うだけで、この増加費用も含めた費用の支払いが遅延した場合（協議により定められた支払時期から遅延した場合）には、第25条第1項の遅延利息の支払いはなされるとの解釈でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 14 | 事業契約書（案） | 26 | 第63条 | | | | | 第63条は、技術提案により、事業計画書に定める引予定日の提案を行った場合の規定であるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 15 | 事業契約書（案） | 29 | 第74条 | 3項 | 3号 | | 維持管理対象施設の損傷 | 不可抗力事由による維持管理対象施設の損傷については、施設所有者である「発注者」が負担されるのが当然であると考えますが、どのようなお考えで「事業者」に負担ルールが適用されるのでしょうか。 | 維持管理対象施設が不可抗力により損傷した場合は、（添付1）事業契約書（案）第38条第3項を適用します。 |
| 16 | 事業契約書（案） | 30 | 第76条 | 4 | | | | 要求水準のとおり完成させること又は維持管理業務を要求水準書のとおり実施することが合理的でないと判断した場合とは、専ら発注者側の事情と認められ、施設整備費等の減額や違約金の請求の対象となるのは不合理であると考えます。当該部分は、「発注者は事業者が・・・実施することが困難又は実施できないと合理的に判断した場合」の誤記でしょうか。また、この場合の「違約金」の金額については定めがなく、前の規定の内容に鑑みても誤記であると理解してよろしいでしょうか。 | （添付1）事業契約書（案）を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。後段については、原案のとおりとします。 |
| 17 | 事業契約書（案） | 37 | 第85条 | 1 | | | | 「解約部分に相当する施設費の残額」を支払うとありますが、引渡し済みですので、解約部分にかかわらず、施設費の残額は全部お支払いいただけたとの理解でよろしいでしょうか。 | 解約部分によるものとします。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------|-------|------|-----|------|------|--------------------|---|---|
| 18 | 事業契約書（案） | 38 | 第85条 | 2 | | | | 第1回の質問回答では、「その他の費用」について、「添付5事業費の算定及び支払方法をご参照ください。」との回答をいただいておりますが、「その他の費用」のうち、消費税等は含まれない「引渡日以降の事業者の運営費」及び「事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く）」が違約金算定の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。 | 違約金算定の対象である「その他の費用」には、消費税等も含まれます。 |
| 19 | 事業契約書（案） | 39 | 第86条 | 2 | | | | 「解約部分に相当する施設費の残額」を支払うとありますが、引渡し済みですので、解約部分にかかわらず、施設費の残額は全部お支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 解約部分によるものとします。 |
| 20 | 事業契約書（案） | 39 | 第87条 | 1 | | | | 「解約部分に相当する施設費の残額」を支払うとありますが、引渡し済みですので、解約部分にかかわらず、施設費の残額は全部お支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 解約部分によるものとします。 |
| 21 | 要求水準書 | 10 | 第1章 | 1 | (16) | | 試掘及び埋設物探査 | 埋設物の探査機は中部地方整備局から貸与しておりますが、探査の精度向上のため貸与機器が変わった場合、その費用は別途協議のうえ、設計変更の対象となるのか、ご教示願います。 | 精度向上のための機器変更は設計変更の対象とはなりません。 貸与機器の性能が必要とされる能力に満たない場合は、共通仕様書1-1-1-3に基づき、監督職員に確認を求めてください。 |
| 22 | 要求水準書 | 13 | 第2章 | 2 | (4) | 2 | CIMモデルの活用 | CIMモデルの活用は、最低4項目の実施とありますが、その数が多くなると評価点は高くなるのでしょうか。また、4項目に満たない場合はその評価点は低くなるのでしょうか。 | CIMモデルの活用は、5つ以上の項目にBIM/CIMを活用することとしています。現場条件等により5項目の実施が難しい場合には4項目の実施とすることも可能となります。また、評価については、（添付6）事業者選定基準の第6 評価項目に示す通りです。 |
| 23 | 要求水準書 | 16-17 | 第2 | 3 | (9) | | 道路照明等の計画調整 | 道路照明等の計画調整に係る調査の費用は、「当初見込んでいないため、別途中部地方整備局と協議するものとする」とありますが、必要となった場合は、調査費、詳細設計費、道路照明設置費は設計変更対象という理解でよろしいでしょうかご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 24 | 要求水準書 | 21 | 第3 | 1 | (5) | 2) ② | 再資源化等をする施設の名称及び所在地 | 積算上のAs塊の処理施設の名称に「三和興業株」と記載がありますが、「三和興産株」と読み替えてよいかご教示願います。 | ご指摘の通りです。 （添付2）要求水準書を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------|----|-----|-----|------|------|--------------------|---|---|
| 25 | 要求水準書 | 21 | 第3 | 1 | (5) | 2) ② | 再資源化等をする施設の名称及び所在地 | 積算上のCo塊（二次製品）の処理施設の名称に「江南工業㈱」と記載がありますが、建設副産物情報交換システムへの登録がありません。積算上、処分単価は見積採用と考えてよいかご教示願います。 | （添付2）要求水準書P.21に記載のとおり、積算上の条件明示になりますので、貴社の施工に必要な費用を計上してください。 |
| 26 | 要求水準書 | 23 | 第3章 | 1 | (9) | 2) | 使用機械 | 当該整備工事は、低騒音型・低振動型の建設機械の使用を求められています。標準品との差額は協議の上設計変更の対象となるのでしょうか、ご教示願います。 | 当初設計において、低騒音型・低振動型の建設機械を計上しております。 |
| 27 | 要求水準書 | 24 | 第3章 | 1 | (11) | 1) | 施工時期及び施工時間の変更 | 規制時間帯（10時から16時、6時間）および作業開始から作業終了（10時30分から15時30分、5時間）が示されています。現状では、作業員の拘束時間を6時間分で契約することができず、労働力の確保が困難な状況です。労務費の補正割増係数を大きくする必要があると思われませんが、この点に対する補正措置などはありませんか、ご教示願います。 | 土木工事標準積算基準書に基づき時間的制約を著しく受ける工事として積算しています。 |
| 28 | 要求水準書 | 24 | 第3 | 8 | (11) | 1) | | ・「本整備工事は標準的作業時間に対し時間的制約を著しく受ける工事である。」について、第1回目質問回答で、予定価格算定にあつては、「時間的制約を著しく受ける工事として割増補正を実施しています。」とありましたが、交通誘導員A、Bについても労務費の割増し補正を実施する考えでよろしいかご教示願います。割増補正を実施がない場合は、数量総括表にあります交通誘導員A 1,600人日、交通誘導員B 8,000人日は、時間的制約を受けた、施工日数見合いの人数と考えてよろしいかご教示願います。 | 交通誘導員についても、土木工事標準積算基準書に基づき時間的制約を著しく受ける工事として積算しています。 |
| 29 | 要求水準書 | 24 | 第3 | 8 | (11) | 1) | | ・「本整備工事は標準的作業時間に対し時間的制約を著しく受ける工事である。」について、第1回目質問回答で、予定価格算定にあつては、「時間的制約を著しく受ける工事として割増補正を実施しています。」とありましたが、整備工事業務以外で労務費の割増し補正を実施する業務がありましたらご教示願います。 | 整備工事業務以外はありません。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回 答 |
|-----|-------|----|-----|-----|------|-----|-----------------|--|------------|
| 30 | 要求水準書 | 24 | 第3 | 8 | (11) | 1) | | ・「本整備工事は標準的作業時間に対し時間的制約を著しく受ける工事である。」とありますが、点検業務（その2：通常巡回）、補修業務は、「時間的制約を著しく受ける工事として割増補正を実施する業務」に該当するかご教示願います。 | 該当しません。 |
| 31 | 要求水準書 | 27 | 第3 | 1 | (17) | 2) | 産業廃棄物の取り扱い | 本整備工事により発生する産業廃棄物を、事業者が排出事業者として直接愛知県内の最終処分場に搬入する場合は、愛知県産業廃棄物税条例により産業廃棄物の重量1tにつき1,000円（消費税課税対象外）が課税される。 従って、事業者は産業廃棄物の重量等が確認できる資料及び事業者が直接最終処分場へ搬入したことを証明できる資料を提出のうえ、中部地方整備局と協議するものとし、搬入した産業廃棄物の重量に対する産業廃棄物税額を設計変更の対象とする。 とありますが、今回の予定価格には含まれていないと考えてよろしいかご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 32 | 要求水準書 | 33 | 第3 | 3 | (2) | | 残土処理工及び建設発生土受入地 | 「「共仕」第1編1-2-4-6及び「特仕」第1編1-2-4-6、1-2-4-7に示す作業残土及び建設発生土は、下記場所へ搬出するものとする。」あり、（ア）、（イ）の有無はともに無しと記載されています。 これは、整備工事業務の工事数量総括表-開削土工-残土処理工については、運搬の費用のみ計上し、「残土受入地での敷き均し、処分費」は予定価格に含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------|----|-----|-----|-----|-----|----------------------------|--|---|
| 33 | 要求水準書 | 46 | 第3 | 8 | (3) | 5) | 管路材付属品率（共用FA管・異径複合管（多孔陶管）） | <p>付属品率とは、共用FA管については、曲管・ダクトスリーブ・管枕の使用量、多孔陶管については、曲管・耐震管の使用量を直管の材料単価として換算し、割増した係数である。</p> <p>なお、下記付属品率については、契約変更の対象とし、管割図を作成するものとする。その際には、付属品率の明示はしないものとする。</p> <p>共用FA管：2.3 異径複合管：1.3 （直管を基準（付属品率：1）とした付属品率）とあります。</p> <p>これは、整備工事業務-見積参考歩掛-管路工（管路部）多孔陶管設置歩掛（100m当たり）に記載されている多孔陶管の直管材料単価を1.3倍して積算していると考えてよろしいかご教示願います。共用FA管についてはFA管の直管材料単価を2.3倍して積算していると考えてよろしいかご教示願います。</p> | ご理解のとおりです。 |
| 34 | 要求水準書 | 46 | 第3 | 8 | (3) | 5) | 管路材付属品率（共用FA管・異径複合管（多孔陶管）） | <p>付属品率の記載は共用FA管：2.3 異径複合管：1.3（直管を基準（付属品率：1）とした付属品率）の2種類となっております。</p> <p>結束型多条管については付属品率1.0の直管のみ計上すると考えてよろしいかご教示願います。</p> | ご理解のとおりです。 |
| 35 | 要求水準書 | 47 | 第3 | 8 | (5) | 1) | | <p>「特殊部蓋は、シリンダー錠設置可能な構造とし、本整備工事にてシリンダー錠を設置するものとする。」とありますが、積算上は鋳鉄蓋材料費に含まれると考えてよろしいかご教示願います。</p> | ご理解のとおりです。 |
| 36 | 要求水準書 | 48 | 第3章 | 8 | (7) | 3) | 電線共同溝 | <p>土留め、仮締切工における計量鋼矢板については、使用材料・数量が不明なため設置・撤去のみ計上し、仮設賃料・仮設材運搬については当初計上していない、とありますが、数量総括表にその記載はされておられません。また、同小項目の（1）1）に示された内容とも整合が取れていません。（44頁）どの記述が正しいのかご教示ください。</p> | （添付2）要求水準書を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |
| 37 | 要求水準書 | 54 | 第5 | 2 | | — | | <p>電線共同溝の鍵管理等は、事業に含まれていないと考えてよろしいでしょうか。</p> | ご理解のとおりです。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|-----|-------|-----|--------|-------|--|---|
| 38 | 要求水準書 | 54 | 第5 | 2 | (2) | 1) | 点検・補修 | 「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル(案) Ver. 2.1(中部地方整備局)」について、R1.12.04時点で公表されていないですが、開示されるという認識でよろしいでしょうか。また、開示される、あるいは貸与いただけるという認識でよろしいでしょうか。 | 入札説明書 19. 提示資料の貸与等に基づき、貸与します。 貸与を希望される場合は、事前に国土交通省中部地方整備局総務部 契約課 (052-953-8138) にご連絡ください。 |
| 39 | 事業者等が付す保険等 | 1 | 第1 | 1 | (3) | ① | 付保条件 | 「設計・建設工事契約履行保証保険」について、第一回に質問回答において保険期間が7年超過する分は、1年ごとに分割することは可とありますが、保険期間を5年と2年に分割することは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 40 | 事業者等が付す保険等 | 2 | 第1 | 2 | (3) | ⑤ ⑧ | 付保条件 | 「土木工事保険」について、「⑤保険金額は、本施設の工事費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。」、「⑧地震、津波、噴火（以下「地震等危険」という。）担保とする。ただし、地震等危険の保険金額は工事費のうち、電線共同溝費（消費税及び地方消費税を含む。）を最低保険金額とする。」とありますが、当該工事区間の地震リスクが「震度6弱」であり、どの保険会社も工事費又は電線共同溝費の全てを担保することができない状態です。 そのため、保険金額の支払限度額の設定は可能でしょうか。 また、設定が出来ない場合は保険加入方法についてご教示いただけませんかでしょうか。 | 地震等危険担保については今回対象外とし、(3)付保条件から⑧を削除します。(添付3)事業者等が付す保険等を訂正します。 なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |
| 41 | 事業費の算定及び支払方法 | 4 | 第2 | 3 | ② | イ | 基準金利 | 「なお、入札にあたっては、入札公告日のレートを入札用の金利確定日のレートと仮定して基準金利を算定し、事業費の算定に用いるものとし、入札公告後すみやかに計算済の入札用の基準金利を公表する。」との記載ですが、基準金利は何処に公表されるのでしょうか。また、可能であればこの質問の回答にて公表をしていただけないでしょうか。 | 令和元年12月9日に中部地方整備局ホームページにて公表しましたので、そちらを確認してください。 |
| 42 | 事業者選定基準 | 8 | 6 | 3、4、5 | | | 評価項目 | 施設整備計画等の事業提案に関してその審査方法が示されております。提案の内容が要求水準書や設計図面等で示された仕様を上回る内容である場合、その金額の乖離分は事業者の金銭的負担で履行するのですか。また、その履行を行わなかった場合、何らかのペナルティを事業者が受けるのですか、ご教示願います。 | 前段の事業費の確定方法については、(添付1)事業契約書第23条及び(添付5)事業費の算定及び支払方法第3に記載のとおりです。 後段については、(添付1)事業契約書第63条に記載のとおりです。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------|---|---------|-----|-----|-----|----------|--|---|
| 43 | 基本協定書（案） | 4 | 第7条 | 2項 | | | 事業契約の締結 | 「発注者の要望を尊重する」とされていますが、どのような要望がなされるのでしょうか。 | 現時点で想定している要望はありませんが、落札者が提出した提案書等を踏まえて検討します。 |
| 44 | 様式集及び記載要領 | 5 | 2 | 2) | (6) | ⑤ | 提案書 | 提案書及びCD-Rに記載するとされている提案受付番号が現時点で不明ですが、今後通知はされるのでしょうか。 | 提案受付番号について、入札参加者による記入は不要です。 |
| 45 | 様式集及び記載要領 | | 様式22～36 | | | | 提案書受付番号 | 各提案書の様式に「提案書受付番号」記入欄がありますが、何を記入すればよろしいのでしょうか。 | 入札参加者による記入は不要です。 |
| 46 | 様式集及び記載要領 | | 様式26-5 | | | | 事業費内訳書 | 項目欄の維持管理費/その他費用-IV. 点検・補修費-点検業務費は、入札時積算数量図面書の数量総括表における「点検業務（その1：定期点検）」と「点検業務（その2：通常巡回）」の業務価格に該当する合計と考えてよろしいかご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 47 | 様式集及び記載要領 | | 様式26-5 | | | | 事業費内訳書 | 施設整備費欄について、I. 調査・設計費、II. 工事費、III. 工事監督費、IV. 調整マネジメント費欄は、数量総括表で言うところの直接工事費・直接原価ではなく、工事価格・業務価格に該当する金額を記載すると理解してよろしいかご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 48 | 様式集及び記載要領 | | 様式26-5 | | | | 事業費内訳書 | 維持管理費欄について、VI. 点検補修費、VII. 調整マネジメント費欄は数量総括表で言うところの直接工事費・直接原価ではなく、工事価格・業務価格に該当する金額を記載すると理解してよろしいかご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 49 | 様式集及び記載要領 | | 様式26-6 | | | | 入札時積算内訳書 | 「注）4. 「入札時積算数量図面書」のうち、電線共同溝費のみを記載すること。」とありますが、入札時積算内訳書に記載する電線共同溝費は、入札時積算数量図面書の数量総括表における「整備工事業務（支障移設、引込連系管除く）」の内訳だけを記載し、見積参考資料にあります「既設支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」と「連携管路、連携設備及び引込管の施工」は様式26-7へ記載すると理解してよろしいかご教示願います。また、入札時積算内訳書には数量総括表の記載されている直接工事費以降の工事価格まで記入すると考えてよろしいかご教示願います。 | 前段・後段とも、ご理解のとおりです。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------|-----|------------|-----|-----|-----|---------------|---|---|
| 50 | 様式集及び記載要領 | | 様式26-7 | | | | 工事費内訳書 | 「4. 入札時積算内訳書（様式26-6）に記載した電線共同溝費以外と見積参考資料の全てを記載すること。」とありますが、見積参考資料に「既設支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」と「連携管路、連携設備及び引込管の施工」2業務と入札時積算数量図面書の数量総括表にあり「詳細設計業務」、「調整マネジメント業務（調査・設計段階）」、「調整マネジメント業務（工事段階）」、「工事監理業務」、「点検業務（その1：定期点検）」、「点検業務（その2：通常巡回）」、「補修業務」、「調整マネジメント業務（維持管理段階）」の8業務を記載すると理解してよろしいかご教示願います。 また、工事費内訳書には数量総括表に記載されている直接工事費以降の工事価格及び直接原価以降の業務価格まで記入すると考えてよろしいかご教示願います。 | 前段・後段とも、ご理解のとおりです。 |
| 51 | 様式集及び記載要領 | | 様式26-7 | | | | 工事費内訳書 | 工事費内訳書に記載します、見積参考資料に「既設支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」と「連携管路、連携設備及び引込管の施工」については数量欄は1式、金額（千円）欄は税抜きの総額記入すると考えてよろしいかご教示願います。 | 本事業で見込まれる数量等を記載してください。金額については、ご理解のとおりです。 |
| 52 | 入札時積算図面書 | 1 | 工事数量総括表（1） | | | | 交通誘導警備員（A）（B） | 現在、警備業に従事している人が年々減少し、現場での確保に苦慮しているのが現状です。今後も長く継続するものと思われます。価格も取引価格との乖離が拡大し、隊員の募集費や通勤費も高んでいるため共通仮設費の率計上分を圧迫しております。この費用についての補正措置などはありませんか、ご教示願います。 | 土木工事標準積算基準書に基づき時間的制約を著しく受ける工事として積算しています。 |
| 53 | 入札時積算図面書 | 3 | 工事数量総括表（3） | | | | 排水構造物撤去工 | 排水構造物撤去工の単価項目は、撤去工のみが計上されています。別の殻運搬・処分費として計上されている単価表の数量にはこの分（管渠型側溝撤去）が含まれておりません。協議の上、設計変更となるのでしょうか、ご教示願います | 管渠型側溝は撤去後再利用を予定しておりますが、再設置費用については当初計上していないため、協議により変更対象とします。 |
| 54 | 入札時積算図面書 | 4～6 | 工事数量総括表 | | | | 舗装工 | 舗装工におきまして、仮舗装工は一般歩道部と乗入歩道部のみとなっておりますが、支道及び車道部においては即日本復旧をおこなうと考えて宜しいでしょうか。 | （添付2）要求水準書P.48(7)その他2)に記載のとおり、必要となった場合は別途中部地方整備局と協議してください。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------|-----|---------|-----|-----|-----|----------------|--|---|
| 55 | 入札時積算図面書 | 25他 | 設計図面 | | | | 電線共同溝工数量表 | プレキャストボックス各タイプの継壁の数量集計表が明示されていません。公表していただきたく、お願い申し上げます。 | 各タイプの継壁の数量及び規格は、見積参考資料及び電線共同溝数量表(2)に明示しております。積算にあたっては、条件明示のとおり必要な費用を計上してください。なお、継壁の構造については、詳細設計後変更対応とします。 |
| 56 | 入札時積算図面書 | | 工事数量総括表 | | | | 整備工事業務 | 仮設工に軽量鋼矢板設置撤去等の土留工・覆工の数量が見当たりません。予定価格の算定においては、当初見込まず、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。見込まれている場合は数量・条件・項目等についてご教示願います。 | (添付2) 要求水準書を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |
| 57 | 入札時積算図面書 | | 工事数量総括表 | | | | 整備工事業務 | 舗装版撤去工-舗装版破碎工において、舗装版切断濁水運搬・処分費の記載が見当たりません。予定価格の算定においては、当初見込まず、必要な場合は設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。見込まれている場合は数量・条件・項目等についてご教示願います。 | (添付2) 要求水準書P.42 (14) 汚泥污水处理に記載のとおり、別途中部地方整備局と協議してください。 |
| 58 | 入札時積算図面書 | | 工事数量総括表 | | | | 整備工事業務 | 事務連絡 平成23年3月31日 「日当たり作業量の補正及び施工箇所が点在する工事の積算方法の試行の一部改正について」にあります。 1. 日当たり作業量の補正の試行 「土木工事標準歩掛において、日当たり作業量が設定されている工種において、道路維持工事等で、現場条件等により作業効率が低下するため、実態調査結果に基づき、日当たり作業量の補正を試行する。なお、日当たり作業量の補正係数は0.8とする。」 は採用されていますでしょうかご教示願います。補正が採用されている場合は、舗装版切断、舗装版破碎、下層路盤、基層、中間層、表層、基礎碎石が該当しますでしょうか。また仮舗装にも適用されるかご教示願います。 | 時間的制約を受け労務費補正をしており、日当たり作業量の補正については採用していません。 |
| 59 | 入札時積算図面書 | | 工事数量総括表 | | | | 単価・経費の年度および設定等 | 建設機械類の賃料について、「長期割引あり」を採用して予定価格に計上していると理解してよろしいかご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------|-----------|---------|------------|-----|-----|---------------------------|--|---|
| 60 | 入札時積算図面書 | | 工事数量総括表 | | | | 単価・経費の年度および設定等 | 質問回答（第1回）にありました、「一般管理費等は、契約補償が金銭的保証を必要とする場合として補正。前支払金は無し（0%から5%以下）を採用します。」は、点検業務（その2：通常巡回）、と補修業務にも適用されると考えてよろしいかご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 61 | 入札時積算図面書 | | 数量総括表 | | | | 詳細設計業務 | 「共通-その他-公開用成果品作成費」の歩掛についてご教示願います。 | 平成31年度 積算資料（調査編）国土交通省 中部地方整備局に基づいております。名古屋国道事務所において閲覧可能です。 |
| 62 | 入札時積算図面書 | | 数量総括表 | | | | 詳細設計業務 | 「共通-その他-公開用成果品作成費」1式については何業務または何工種数と考えられているのかご教示願います。 | 道路設計（歩道詳細設計）、地下構造物設計（電線共同溝詳細設計）を対象としています。 |
| 63 | 入札時積算図面書 | | 工事図面 | | | | 352/497 タイプ⑬本体一般図 | 特殊部タイプ⑬（500×1050×2000）は通信接続部ですが、断面図の車道側に通信管路が特殊部を通過するようになっております。これは、通信管をタイプ⑬に接続し、電力管が特殊部脇を通過と読み替えてよろしいかご教示願います。 | ご指摘のとおり、読み替えていただいて構いません。細部構造については、事業内の詳細設計業務にて設計願います。 |
| 64 | 見積参考資料 | 15 16 | | 4段目 1段目 | | | 下層路盤（車道・路肩部） | 「工事区分・工種・種別・細別・積算要素」欄に「下層路盤（車道・路肩部）」と記載がありますが、「参考事項 - 名称」欄には「下層路盤（歩道部）」とあります。積算上は「歩道部」を採用してよいかご教示願います。 | 土木工事標準積算基準書に基づき計上しています。 |
| 65 | 見積参考資料 | 16 | | 2段目 | | | 上層路盤（車道・路肩） | 「工事区分・工種・種別・細別・積算要素」欄に「上層路盤（車道・路肩）」と記載がありますが、「参考事項 - 名称」欄には「上層路盤（歩道部）」とあります。積算上は「歩道部」を採用してよいかご教示願います。 | 土木工事標準積算基準書に基づき計上しています。 |
| 66 | 見積参考資料 | 16・ 17 | 整備工事業務 | | | | ブロック舗装工（乗入舗装（B））下層路盤・上層路盤 | ブロック舗装工（乗入舗装（B））の参考事項-名称欄は下層路盤RC-40が（車道・路肩部）の記載となっています。アスファルト舗装工（車道舗装）の参考事項-名称欄は下層路盤RC-40は（歩道部）の積算となっています。当該箇所のブロック舗装工（乗入舗装（B））について、記載の通り下層路盤RC-40が（車道・路肩部）の積算でよろしいかご教示願います。 | （添付10）見積参考資料を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------|----------|---------------------------|-----|-----|-----|-----------------------|---|-----------------------------|
| 67 | 見積参考資料 | 17 | 整備工 事業務 | | | | 特殊ブロック舗装 | 見積参考資料-規格欄に透水性平板（300×300） t=60、とありますが、透水性平板（300×300） t=60mm材料は、物価資料の2誌平均値を採用さ れていると考えてよろしいかご教示願います。 | 土木工事標準積算基準書に基づき積算していま す。 |
| 68 | 見積参考資料 | 18 | 整備工 事業務 | | | | 特殊ブロック舗装 | 見積参考資料-規格欄に透水性平板（300×300） t=80、とありますが、透水性平板（300×300） t=80mm材料は、見積採用されていると考えてよ ろしいかご教示願います。 | 土木工事標準積算基準書に基づき積算していま す。 |
| 69 | 見積参考資料 | 18 19 | 整備工 事業務 | | | | 構造物撤去工 | 見積参考資料のコンクリート構造物取壊し-無筋構造物 及びコンクリート構造物取壊し-鉄筋構造物について、 参考事項の名称にあります「構造物とりこわし」 は機械施工と捉えてよろしいかご教示願います。 | 土木工事標準積算基準書に基づき積算していま す。 |
| 70 | 見積参考資料 | | | | | | 連携管路、連携設備及 び引込管の施工 | 追加事項に「当初においては、整備工事業務の 20%を計上」と記載されております。入札説明書 添付8 様式集及び記載要領の（様式26-5）【事 業費内訳書】において施設整備費-II工事費欄の 項目に「連系管路、連系設備及び引込管費（設計 込み）」とありますが、見積参考資料の連携管 路、連携設備及び引込管の施工「当初におい ては、整備工事業務の20%を計上」は、「設計費込 み」と考えてよろしいかご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 71 | 見積参考資料 | | 整備工 事業務・見 積参考 歩掛 | | | | 管路工（管路部）多孔 陶管設置 | 多孔陶管設置の100m参考歩掛は、労務・材料の みとなっておりますが、多孔陶管の掘削構内吊降 ろし・据付は、機械等使用せず、人力のみで設置 可能と捉えてよろしいかご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 72 | 見積参考資料 | | 整備工 事業務・見 積参考 歩掛 | | | | 管路工（管路部）多孔 陶管設置 | 多孔陶管設置の参考歩掛にあります、多孔陶管 （Φ30（8孔）Φ50（8孔））100mには、直管 （L=600mm）以外に、曲管、伸縮管（耐震管）が 含まれていると考えてよろしいでしょうか。 また、曲管、伸縮管（耐震管）が含まれる場合 は、要求水準書46ページ 5）管路材付属品率に記 載されています、付属品率1.3により、曲管、伸 縮管（耐震管）の単価は、直管単価の30%を計上 していると考えてよろしいかご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------|---|--------------------------------|-----------|------------|-----|-----------------|--|---|
| 73 | 見積参考資料 | | 整備工 事業 務・見 積参考 歩掛 | | | | 管路工（管路部） | 管路-1、管路-2、管路-3、横断管路の多条管設置における材料は、各径の管材料L=5.25mのみ計上する考えでよろしいかご教示願います。 | 土木工事標準積算基準書に基づき積算しています。 |
| 74 | 見積参考資料 | | 見積参 考資料 （詳細 設計業 務） | 電線共 同溝 | 詳細設 計 | | | 積算上の設計延長は3.5kmと考えてよいかご教示願います。異なりましたら積算上の設計延長についてご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 75 | 見積参考資料 | | 見積参 考資料 （詳細 設計業 務） | 電線共 同溝 | 詳細設 計 | | 各部設計 | 「追加事項」欄に予備設計「有り」、地域による補正「市街地（DID地区）以外 0.70km」と記載がありますが、数量総括表の詳細設計業務の電線共同溝詳細設計摘要欄にあります各項目についても同じ条件と考えてよろしいかご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 76 | 見積参考資料 | | 見積参 考資料 （詳細 設計業 務） | 電線共 同溝 | 詳細設 計 | | 地域による補正 | 「追加事項」欄に「市街地（DID地区）以外 0.70km」と記載がありますが、「0.70km」の詳細についてご教示願います。 | 上り：0.25km 21.25kp（一宮市平島2丁目）～21.50kp（同市平島2丁目） 下り：0.45km 21.25kp（一宮市島崎1丁目）～21.70kp（同市島崎1丁目） 合計：0.70km |
| 77 | 見積参考資料 | | 見積参 考資料 （詳細 設計業 務） | 電線共 同溝 | 詳細設 計 | | 地域による補正 | 「追加事項」欄に「市街地（DID地区）以外 0.70km」と記載がありますが、設計区間内に市街地（DID地区）以外の区間が0.70kmあり、市街地（DID地区）の区間が3.5km-0.7km=2.8kmあると捉えてよろしいかご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 78 | 見積参考資料 | | 見積参 考資料 （詳細 設計業 務） | 電線共 同溝 | 詳細設 計 | | 関係機関打ち合わせ協 議 | 「追加事項」欄に「「共仕」第6516条第8項に基づき、次の機関との協議用資料・説明用資料を作成し、打合せに同行することを想定して計上。」と記載がありますが同行回数は打合せ回数 の合計6回と捉えてよろしいかご教示願います。 | 関係機関2機関との協議に必要な回数をご提案ください。 |
| 79 | 見積参考資料 | | 見積参 考歩掛 （詳細 設計業 務） | 道路設 計 | 歩道詳 細設計 | | | 「作業内容」欄に「歩道詳細設計」の記載があり「主任技師0.5 技師A0.5」とありますが「歩道詳細設計」で計上すべきものかご教示願います。 | （添付10）見積参考資料を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------|---|-------------------------------------|------|---------|-----|------------------------|---|--|
| 80 | 見積参考資料 | | 見積参考歩掛 (詳細設計業務) | 道路設計 | 歩道詳細設計 | | | 「作業内容」欄に記載の「設計計画」～「報告書作成」の中に「設計図」の記載がありませんが、不要と考えてよいでしょうかご教示願います。 | (添付10) 見積参考資料を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |
| 81 | 見積参考資料 | | 見積参考歩掛 (調整マネジメント業務 (調査・設計段階)) | 道路設計 | 資料作成・調整 | | | 見積参考歩掛において、「資料作成・調整」の歩掛が「技師C 7.60」となっております。該当する数量総括表では「調整・協議等」の表記となっておりますが、「調整・協議等1式」については、この歩掛「技師C 7.60」×24ヶ月分と捉えてよろしいでしょうかご教示願います。 | ご理解のとおりです。 (添付10) 見積参考資料を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |
| 82 | 見積参考資料 | | 見積参考歩掛 (調整マネジメント業務 (調査・設計段階)) | 道路設計 | 共通・打合せ | | | 見積参考歩掛において、「打合せ」の歩掛が「技師A 0.39」となっております。該当する数量総括表の「共通-打合せ1式」については、この歩掛「技師A 0.39」×24ヶ月分と捉えてよろしいでしょうかご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 83 | 見積参考資料 | | | | | | 調整マネジメント業務 (工事段階) | 調整マネジメント業務(工事段階)及び工事監理業務において、「10工事を想定」「84ヶ月を想定」と定義していますが、想定以上の作業が発生する場合は、設計変更の対象という解釈でよろしいでしょうか。 | (添付1) 事業契約書第23条及び第32条、(添付5) 事業費の算定及び支払方法第3及び第4に記載のとおりです。 |
| 84 | 見積参考資料 | | | | | | 調整マネジメント業務 (維持管理段階) | 調整マネジメント業務(維持管理段階)では抜柱までの2年が計上されていると思われませんが、2年を超えて維持管理期間20年までの間の調整等は本業務の対象外(抜柱完了までの調整に限る)という解釈でよろしいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 85 | 見積参考資料 | | 見積参考資料 (補修業務) | | | | 共通仮設費 | 共通仮設費(率計上)、現場管理費について、「参考事項」の「名称」欄に「施工地域補正=補正なし」とありますが、整備工事業務・点検業務(その2:通常巡回)においては、施工地域補正=市街地(DID)(1)となっておりますが補修業務は記載通り補正なしでよろしいでしょうかご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------|---|------------------------|------|--------|-----------|-----|---|--|
| 86 | 見積参考資料 | | 見積参考歩掛（点検業務（その1：定期点検）） | 道路設計 | 計画準備 | | | 「作業内容」欄の「計画準備」の「備考」欄に「1式」と記載がありますが、別紙「数量総括表」の中では「計画準備」は「4回」と記載されています。「1式」＝「4回」と捉えるのか、または「1式」×「4回」と捉えるのかご教示願います。 | 維持管理期間中、定期点検を4回実施することを想定しています。見積参考歩掛については、その1回分の参考値を示しています。 （添付10）見積参考資料を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |
| 87 | 見積参考資料 | | 見積参考歩掛（点検業務（その1：定期点検）） | 道路設計 | 定期点検 | | | 「作業内容」欄の「定期点検」の「備考」欄に「1式」と記載がありますが、別紙「数量総括表」の中では「定期点検」は「4回」と記載されています。「1式」＝「4回」と捉えるのか、または「1式」×「4回」と捉えるのかご教示願います。 | 維持管理期間中、定期点検を4回実施することを想定しています。見積参考歩掛については、その1回分の参考値を示しています。 （添付10）見積参考資料を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |
| 88 | 見積参考資料 | | 見積参考歩掛（点検業務（その1：定期点検）） | 道路設計 | 定期点検 | ハンドホール部点検 | | 「作業内容」欄の「定期点検－ハンドホール部点検」の「備考」欄に「1箇所（全90箇所）」と記載がありますが、これは1箇所当たり技師B0.5人、技術員0.5人、機械経費は労務費計の12%であり、90箇所の点検を実施すると捉えてよろしいか。また別紙「数量総括表」4回とありますので90箇所×4回＝合計360箇所の点検が必要と捉えてよろしいかご教示願います。 | 維持管理期間中、定期点検を4回実施することを想定しています。見積参考歩掛については、その1回分の参考値を示しています。 （添付10）見積参考資料を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |
| 89 | 見積参考資料 | | 見積参考歩掛（点検業務（その1：定期点検）） | 道路設計 | 定期点検 | ト7部点検 | | 「作業内容」欄の「定期点検－ト7部点検」の「備考」欄に「1箇所（全21箇所）」と記載がありますが、これは1箇所当たり技師B0.27人、技術員0.27人、機械経費は労務費計の10%であり、21箇所の点検を実施すると捉えてよろしいか。また別紙「数量総括表」4回とありますので21箇所×4回＝合計84箇所の点検が必要と捉えてよろしいかご教示願います。 | 維持管理期間中、定期点検を4回実施することを想定しています。見積参考歩掛については、その1回分の参考値を示しています。 （添付10）見積参考資料を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |
| 90 | 見積参考資料 | | 見積参考歩掛（点検業務（その1：定期点検）） | 道路設計 | 信頼性の評価 | | | 「作業内容」欄の「信頼性の評価」の「備考」欄に「1式」と記載がありますが、別紙「数量総括表」の中では「信頼性の評価」は「4回」と記載されています。「1式」＝「4回」と捉えるのか、または「1式」×「4回」と捉えるのかご教示願います。 | 維持管理期間中、定期点検を4回実施することを想定しています。見積参考歩掛については、その1回分の参考値を示しています。 （添付10）見積参考資料を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第2回）

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------|---|--------------------------------|--------|----------|-----|----------|--|---|
| 91 | 見積参考資料 | | 見積参考歩掛 (点検業務 (その1:定期点検)) | 道路設計 | 点検記録表の作成 | | | 「作業内容」欄の「点検記録表の作成」の「備考」欄に「1式」と記載がありますが、別紙「数量総括表」の中では「定期点検記録の作成」は「4回」と記載されています。「1式」＝「4回」と捉えるのか、または「1式」×「4回」と捉えるのかご教示願います。 | 維持管理期間中、定期点検を4回実施することを想定しています。見積参考歩掛については、その1回分の参考値を示しています。 (添付10) 見積参考資料を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |
| 92 | 見積参考資料 | | 見積参考歩掛 (点検業務 (その1:定期点検)) | 道路設計 | 報告書作成 | | | 「作業内容」欄の「報告書作成」の「備考」欄に「1式」と記載がありますが、別紙「数量総括表」の中では「報告書作成」は「4回」と記載されています。「1式」＝「4回」と捉えるのか、または「1式」×「4回」と捉えるのかご教示願います。 | 維持管理期間中、定期点検を4回実施することを想定しています。見積参考歩掛については、その1回分の参考値を示しています。 (添付10) 見積参考資料を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |
| 93 | 見積参考資料 | | 見積参考歩掛 (点検業務 (その1:定期点検)) | 打合せ等 | 打合せ | | | 「作業内容」欄の「打合せ」の「備考」欄に「(全3回)」と記載がありますが、別紙「数量総括表」の中では「打合せ」は「4回」と記載されています。「(全3回)」＝「4回」と捉えるのか、または「(全3回)」×「4回」と捉えるのかご教示願います。 | 維持管理期間中、定期点検を4回実施することを想定しています。見積参考歩掛については、その1回分の参考値を示しています。 (添付10) 見積参考資料を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |
| 94 | 見積参考資料 | | 見積参考歩掛 (点検業務 (その1:定期点検)) | 公開用成果品 | 公開用成果品 | | | 「作業内容」欄の「公開用成果品」の「備考」欄に「1式」と記載がありますが、別紙「数量総括表」の中では「公開用成果品」は「4回」と記載されています。「1式」＝「4回」と捉えるのか、または「1式」×「4回」と捉えるのかご教示願います。 | 維持管理期間中、定期点検を4回実施することを想定しています。見積参考歩掛については、その1回分の参考値を示しています。 (添付10) 見積参考資料を訂正します。なお、訂正版については、中部地方整備局ホームページにて公表しますので、そちらを確認してください。 |
| 95 | 見積参考資料 | | 見積参考歩掛 (補修業務) | | | | マンホール蓋取替 | マンホール蓋取替歩掛の注釈に「※マンホール蓋(材料費は未計上)」とありますが、当初、積算では見込まず、マンホール蓋が必要となった場合は設計変更対象となると考えてよろしいかご教示願います。 | (添付2) 要求水準書P.54に記載のとおり、対応に関する費用負担については、中部地方整備局と協議してください。 |
| 96 | 見積参考資料 | | 見積参考歩掛 (維持管理段階) | | | | 工事監督 | 見積参考歩掛に工事監督が「1月当たり 技師A0.21、技師C7.6」とありますが、24ヶ月が工事数量総括表の工事監督 1式当たりと考えてよろしいかご教示願います。 | 調整マネジメント業務(維持管理段階)を24ヶ月想定しています。また、見積参考歩掛は1ヶ月当たりを示しています。 |